量子イノベーションイニシアティブ協議会秘密保持規約

(令和2年12月11日制定)

(目的)

第1条 本秘密保持規約は、本協議会の活動における情報の秘密保持について定めることを目的 とする。

(定義)

- 第2条 本秘密保持規約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところ による。
 - (1)「秘密情報」とは、会員が他の会員に対し、秘密である旨を明記して開示した本協議会の活動に係わる情報をいう。なお、口頭又は無形にて開示される場合には、開示に際し秘密である旨明示し、かつ開示後30日以内に書面でその内容を特定の上開示先に通知し又は議事録等で明示したものに限られる。
 - (2) 開示者とは、前号における秘密情報を開示した会員をいう。
 - (3) 受領者とは、第1号において秘密情報を受領した会員をいう。

(秘密の保持)

- 第3条 受領者は、秘密情報を自己が秘密として管理する情報について払う注意と同等の注意 (ただし、善良なる管理者の注意を下回らないものとする。)をもって管理し、開示者の事前 の文書による同意なしに、当該秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員以外の第三者 に開示、漏洩、公表しないものとする。ただし、本協議会の目的のために知る必要のある自己 の承認TLO等及び自己が直接又は間接的に議決権の過半数を保有(以下「支配」という)する法人もしくは団体、自己を支配する法人もしくは団体(以下「親会社」という)、もしくは親会社により支配される法人もしくは団体(以下「関連会社」という)に対してはこの限りでないものとし、受領者は、当該承認TLO又は関連会社に対して、秘密情報の開示に先立ち、自己の責任と負担において、本秘密保持規約に基づき自己が負う義務と同等の義務を遵守させることを条件として秘密情報を開示できるものとする。
- 2 受領者は、秘密情報を本協議会における目的のみに使用するものとし、開示者の事前の文書 による同意なしに、他の目的のために使用してはならないものとする。

(秘密保持の例外)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する情報については、受領者は、前条の義務を負わないもの とする。
 - (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が秘密保持義務を負うことなく保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報
 - (4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 開示者から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

(6) 前条の義務の不適用につき、書面により事前に開示者の同意を得た情報

(実施権の不許諾と事業活動の自由)

- 第5条 会員は、本秘密保持規約のもとでの秘密情報の開示が、受領者に対する開示者の特許権、 実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権等の譲渡又は実施権の許諾を伴うものでは ないことを確認する。
- 2 受領者は、本秘密保持規約のもとでの秘密情報の受領により、次に掲げる事項についていか なる制約も受けるものではないことを確認する。
- (1) 開示者と競合する製品もしくはサービスの開発、製造、他者への販売または提供。
- (2) いかなる他者との事業関係の構築。
- 3 受領者は、本秘密保持規約のもとでの秘密情報の受領により、従業員の配置または異動についていかなる制約も受けるものではなく、また、自己(従契約者を含みます。)の従業員により自ずと蓄積された経験は、自己の事業活動に利用することができ、かかる利用についていかなる制約も受けないことを確認する。

(非保証)

- 第6条 会員は、本協議会の活動に関連して他の会員に開示する情報につき、正当な開示権原を有することを保証する。
- 2 前項に定めるものを除き、開示者は、受領者に対し、開示する秘密情報に何らかの誤りがあった場合でも、一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

(有効期間)

第7条 本秘密保持規約は、「量子イノベーションイニシアティブ協議会規約」第4条に定める 各会員が本協議会に参加する日から、当該会員に対して効力を生じ、「量子イノベーションイニシアティブ協議会規約」第16条に定める本協議会の存続期間中有効とする。ただし、第3条から第5条の規定については、この「量子イノベーションイニシアティブ協議会秘密保持規約」の失効後も3年間有効とする。なお、必要に応じて会員間で別途書面にて合意することにより、個別の秘密情報に関する当該期間を変更できるものとする。

(他の契約との関係)

第8条 個別の検討または研究に関して会員間または東京大学と会員との間で個別の秘密保持 契約または秘密保持条項を含む共同研究契約等を締結した場合は、当該検討または研究に関す る情報の取扱いについては、当該契約の規定が本秘密保持規約に優先する。

(協議事項)

第9条 会員は、本秘密保持規約に定めのない事項及び疑義が生じた事項について、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

-以上-